

美祢市猫の適正飼養等ガイドライン (概要版)

～人と猫が共存できるまちづくりを目指して～



令和 8 年 4 月

美祢市

1 ガイドライン策定の背景

本市では、猫の不適正な飼養や野良猫の増加によるふん尿被害、交通事故、近隣トラブルが深刻化しており、毎年多くの苦情が寄せられています。

「かわいいそう」、「かわいい」という理由だけで周囲への配慮を欠いた行動が、結果としてトラブルを招いています。本ガイドラインは、市民・地域・行政が協力し、「人と猫が共存できるまちづくり」を実現するために策定しました。

2 猫の分類を正しく知る

飼い猫: 特定の飼い主がいる猫 (**内猫**、**出入り自由猫**、**外猫**)

飼い主のいない猫: 特定の飼い主がいない猫

野良猫: 地域に住み着き、誰にも管理されていない。

地域猫: 地域の合意のもとで、エサやり・掃除・不妊去勢手術等の管理をされている。

3 猫の習性を理解する

猫の性質を知ることが、適切な飼育や被害防止への第一歩です。

(1) **運動:** 広さよりも上下運動を好みます。室内でも高低差があれば問題なく飼育可能です。

(2) **トイレ:** 乾いたやわらかい土や砂地を好み、ほぼ同じ場所で行う習性があります。

(3) **繁殖力:** 生後6ヶ月程度で繁殖可能になります。メスは年に数回、1回に4〜8匹出産し、交尾すればほぼ100%妊娠します。

(4) **マーキング:** 爪ときや尿スプレー、体を擦り付けることで自分の存在を誇示したり、安心感を得たりします。

(5) **夜行性:** 本来は夜に活発ですが、飼い猫は飼い主のリズムに合わせていることもあります。

4 猫を飼う人・接する人のルール

猫を飼う際は、法律（動物愛護管理法）や環境省の基準を遵守する義務があります。

室内飼養の徹底

交通事故や失踪を防ぎます。ダニを介した感染症（SFTS：重症熱性血小板）への感染リスクを減らします。

終生飼養の責務

猫の寿命（約15年）を全うするまで責任を持って飼いましょう。

不妊・去勢手術の実施

みだりな繁殖を防ぐことは、所有者の義務として法に定められています。

所有者明示（迷子対策）

首輪や名札に加え、マイクロチップの装着を推奨します。

近隣への配慮と健康管理

猫が嫌いな人やアレルギーの人をいることを認識し、周辺環境に配慮しましょう。

毎日の観察と定期的な予防接種を行いましょう。

5 地域猫活動とTNR活動の進め方

無責任なエサやりは、周辺環境を悪化させ、猫を不幸にするだけでなく、訴訟トラブルに発展することもあります。

■ 地域猫活動の4ステップ

(1) 近隣の理解と合意形成

事前に地域へ説明し、役割分担（エサ、掃除等）を明確にします。

(2) TNRの実施

Trap (捕獲)、**Neuter (手術)**、**Return (元の場所に戻す)**を行い、一代限りの命を全うさせます。手術済みであることを示すため、耳先をV字カットします。

(3) 適正な管理

決まった時間・場所でエサを与え、食べ残しはすぐに回収します。トイレを設置し、排泄物を速やかに清掃して周辺美化に努めます。

(4) 新しい飼い主探し

最終的には全ての猫に家庭を提供できるよう努めます。

6 被害を防ぐための工夫と災害への備え

■ 猫の侵入・被害を防止する（迷惑防止策）

猫を傷つけず、根気強く繰り返すことが重要です。

環境改善: ゴミ処理の徹底、進入路を網やネットで防ぐ。

物理的対策: 猫よけシート（突起付）、超音波発生器、水をまく。

匂い・植物: コーヒーかす、木酢液、食用酢、ハーブ（ゼラニウム等）

■ 災害時のペットとの避難

同行避難が原則: 避難所へ一緒に連れて行けるか事前に確認しましょう。

日頃の準備: ケージに慣れさせる「しつけ」が必要です。

備蓄: 療法食や水、ペット用品を最低5日分（できれば7日分）用意します。

7 それぞれの役割と法的責任

■ 立場ごとの役割

市民・飼い主: 屋内飼育と繁殖制限の徹底

エサをあげる人: 責任と労力を伴うことを自覚し、管理と美化活動をセットで行う。

困っている人: 虐待や処罰目的の捕獲は法律で禁止されています。地域猫活動への理解をお願いします。

行政: 周知啓発、相談対応、地域猫・TNR活動への支援。

■ 知っておくべき法律と罰則

動物愛護管理法（第 44 条）により、愛護動物への加害は罰せられます。

殺傷: 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金。

虐待・遺棄: 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金。

■ 猫の飼養に関連する判例

● 損害賠償請求事件（平成27年9月17日 福岡地方裁判所判決）

野良猫にエサを与え続けていた女性に対し、ふん尿で自宅の庭が汚されたなどとして、約 160 万円の損害賠償を求める訴訟を起こしました。裁判官は、野良猫を愛護する思いに配慮しつつも、「エサやりの中止や屋内飼養を行うべきだった」とし、「近隣住民への配慮を怠り、生活環境を害した」とし、エサを与え続けていた女性に慰謝料を含む約 55 万円の支払いを命じました。

● 猫へのエサやり禁止等請求事件（平成22年5月13日 東京地方裁判所立川支部判決）

タウンハウスの入居者が複数の猫に継続的にエサやりを行い、フン尿等による被害を生じさせたことは、他の入居者の共同の利益に反し、タウンハウスの規約にも違反するとして、エサを与え続けていた者に対し、タウンハウスの敷地内での猫のエサやり行為の中止とともに慰謝料を含む損害金の支払いを命じました。

「美祢市猫の適正飼養等ガイドライン」（概要版）

発行 令和 8 年（2026 年）4 月

編集 美祢市市民福祉部生活環境課

〒759-2212 美祢市大嶺町東分 315 番地 11

TEL 0837-53-1090

FAX 0837-53-1099

e-mail kankyoubu@city.mine.lg.jp